



ご存知ですか?

国民年金保険料 免除制度

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

◎保険料の全額（15,020円）が免除になります。

全額免除された期間は保険料を全額納付したときと比べ、年金額が1/2として計算されます。

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成22年7月から平成23年6月分の申請については前々年(平成21年)の所得で審査を行います。

※国民年金保険料が免除された期間の国庫負担割合は、平成21年度分から2分の1へと引き上げられることになりました。

全額免除となる所得の「めやす」

前年の所得が下記の計算式で計算した金額の範囲内であること
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

一部納付(一部免除)制度

◎保険料の一部納付、残りの保険料は免除になります。

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付(3,760円) → 年金額5/8 (平成21年3月分までは1/2)
- 半額納付(7,510円) → 年金額6/8 (平成21年3月分までは2/3)
- 4分の3納付(11,270円) → 年金額7/8 (平成21年3月分までは5/6)

一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が下記の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額納付 → 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

(注)一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成22年7月から平成23年6月分の申請については、前々年(平成21年)の所得で審査を行います。

